

H28. 6. 21

Dr. 和の町医者日記



「親の介護」シリーズ③

「在宅医療は医師が行うものだ」。おそらく多くの人がそういうイメージをもっているはず。しかし、多くの在宅医が口をそろえて言うのは「在宅医療の主役は訪問看護師です！」。

在宅医療を受けたことがある人なら、きつこの言葉の意味が理解できるでしょう。訪問看護師とは文字通り、家に来てくれる看護師さんのことです。

あまり知られていないことですが、日本で初めて訪問看護を受けた人は奈良の都の光明皇后だったそうです。1300年前、シルクロードを渡ってきた介護ベッド(のような椅子)に横たわり、訪問看護を受けたとのこと。

訪問看護に従事する看護師は全体の約3%と少数ですが、今



長尾和宏(ながお・かずひろ) 東京医大卒業後、大阪大第二内科入局。平成7年、尼崎市で「長尾クリニック」を開業。外来診療から在宅医療まで「人を診る。総合診療を目指す。医学博士。近著「平穏死・10の条件」「胃ろうという選択、しない選択」はいずれもベストセラー。関西国際大学、東京医科大学客員教授。57歳。

後、在宅医療の普及とともに増える予想されています。とても古いのに、どこか新しいのが訪問看護なのです。

さて、親の介護をしながら「訪問看護師さんに来てほしいな」と感じたときは、どうすればいいのでしょうか。

まず、「かかりつけ医」にその旨を相談することから始まります。「看護のになぜ医者？」と思う人がいるかもしれません。ひとつは日本の法律では、看護師さんは医師の指示のもとでしか医療行為ができないから。医師が書いた「訪問看護指示書」がなければ、看護師は出勤できません。

現在、訪問看護制度は、医療保険制度下で提供される場合と介護保険制度下の場合の2通りがあります。要介護認定がなければ、医療保険しか利用できませんから話は単純です。

しかし、既に要介護認定がある場合は少し複雑。そもそも、訪問看護には「介護保険優先の法則」があるので、要介護認定があればケアマネジャーさんを通じて、ケアプランに組み込んでもらう必要があります。

ただし、いくつかの例外規定があります。末期がんや神経難病など医療需要の高い人は、医療保険下で訪問看護が提供できます。ケアプランと関係なく、必要なら毎日でも訪問看護を提供できる仕組みになっています。

もうひとつは、医師の特別指し書がある場合です。週4回以



訪問看護指示書 医療保険でも介護保険でも、訪問看護サービスを受けるためには医師が書く指示書が必要。週3回まで利用できて、有効期限は6カ月間。病状が急に悪化し、頻回の訪問が必要になった場合は、原則2週間を限度に「特別訪問看護指示書」が交付される。

医療保険と介護保険の2通り

訪問看護制度

上の訪問看護が必要になったときは、2週間を限度に(場合によっては最長4週間)、医療保険下で訪問看護を提供できることになっています。

このように、在宅医療の主役である訪問看護は、医療保険下で提供される場合と介護保険下で提供される場合の2通りあります。私の法人の場合、介護保険制度下の訪問看護と医療保険下の割合は、7対3です。

この2つは細かな規則で区別されています。患者負担については、介護保険は1割(高額所得者は2割)で、医療保険は1〜3割なので、どちらの保険を使うかで最大3倍の差が出る可能性があります。

私はこんな複雑な訪問看護制度をもっと簡素化しようとか、かなうならば、平成12年以前のように「すべての訪問看護を、医療保険制度下に戻そう」と、活動してきました。残念ながら現実とは真逆で、制度は年々複雑化。訪問看護の普及の阻害因子になっていきます。いずれにせよ、現実には訪問看護制度に詳しいかかりつけ医やケアマネジャーに相談してください。

介護中の親が夜中に高熱になされたとき、まず電話するのは在宅医か訪問看護師です。そして実際に家に来て助けてくれるのは、訪問看護師。ですから、訪問看護について制度は少々複雑ですが、理解できる範囲で結構ですので、知っておいてください。